

現在の重点指針

学生、教職員の皆さまには感染防止に協力頂き有難うございます。
三重県から第4波の拡大局面にあるとして「**緊急警戒宣言**」が出されました。
引き続き基本的な感染予防対策の他、特に以下の3点に留意して下さい。

1. 会食はしない*（**ホームパーティー**や**バーベキュー**も含む）。
2. 旅行は控える（特に流行拡大地の**帰省・往来**は避ける）。
3. カラオケはしない。

・コロナ感染が疑われた場合は、保健所の調査や検査に協力し適切な行動と対応をお願いします。

・県外との往来（研究活動や授業を含む）や課外活動（特に赤字）などへの対応を引き上げます。ご協力ください。

*（やむを得ない場合でも4名まで短時間のマスク会食）。

コロナ禍で、不安な気持ちを抱えて過ごしている方もいらっしゃるかもしれませんが、保健管理センターでは精神科および臨床心理士が心の相談にオンラインでも対応しています。希望する学生・教職員の方は、お電話(059-231-9068)にてご連絡ください。

1. 研究活動 レベル0.5

必要な感染防止対策をとって、研究活動ができます。

教員は以下の場合の届け出が必要です。

- (1) 学生が参加する研究活動の申請と許可が必要です。

学生の**緊急事態宣言の出された地域**からの登校は原則禁止としていますが、**特例**として認める場合があります。

- (2) 学生が参加しない研究活動の申請と許可が必要です。

上記(1)の許可を得た研究は、(2)申請・許可は不要です。

2. 授業（講義・実習等） レベル0.5a

必要な感染防止対策をとって、対面の授業（ハイブリッドを含む）を実施できます。状況により、オンライン授業とする場合もあります。

学生は以下を守り対面の授業を受けることができます。

- (1) 所属の部局で定めた検温・行動記録をつけ健康に気を配ること。
- (2) 授業中もマスクを着用（特別な事情で教員が許可した場合を除く）し、

手指消毒等を徹底すること。

- (3) 座席の指定がある場合はそれを守ること、また座席等に貼付してあるQRコードを読み込んで着席履歴を残すこと。
- (4) 入退席時、教室の机・椅子、ドアノブなどの消毒（各学部、教養教育院の定めたルールに従うこと）。
- (5) 学内で昼食等を取る場合は、指定場所で行い、周囲の人と1m以上の距離を取り、会話は食後にマスクをつけて行う。生協を利用する場合は利用のルールに従うこと。
- (6) 講義は、**緊急事態宣言の出された地域**と認定された地域からの**登校は原則禁止**、授業参加はオンラインのみとすること（登校が必要な実習は、学生が参加する研究活動に準じて申請により**特例**として認める場合があります）。
- (7) その他については、所属する学部で定めたルールに従うこと。

教員は以下を守り対面の授業や教育活動を実施できます。

- (1) 学生に上記(1)～(4)を守らせ講義室の密閉、密集、密接を避ける等の措置等を行うこと。
- (2) 学部で対面を決めた授業の申請許可は不要です。
- (3) 授業以外の教育活動（対面）は教育担当理事に申請・許可が要ります。
- (4) 所属する学部で定めたルールに従うこと。

3. 学生の課外活動 レベル0.5

必要な課外活動の感染防止対策をとって**許可された一部の**課外活動を行うことができます（オンライン活動の制限はありません）。

- (1) 許可された一部の課外活動とは以下のものを指します。
 - ・学生活動センターならびに学生委員会が認めた公認のクラブ・サークル活動（「団体結成届」ならびに「新しい生活様式に基づく活動計画」を学生支援チームに申請し、許可されている団体）
- (2) 公認のクラブ・サークル活動に係るさらなる制限について
 - ・**緊急事態宣言の出された地域**から本学に通学する学生は対面での活動に参加できません。
 - ・感染拡大地域で開催される対外試合・イベント等への参加は自粛して下さい。
 - ・通常の活動についても再考し、参加人数や時間、回数などの活動の**削減計画**を検討・実行して下さい。
- (3) その他（非公認サークル・団体の活動の原則禁止）
 - ・本学で認めていないクラブ・サークルの活動は**原則禁止**とします。構内は

もちろん、学外での活動であっても、活動メンバーと三重大学との関連が認められる限り、三重大学生としての社会的責任を求められます。

(4) 所属する学部で定めたルールがあれば、それにも従うこと。

4. 学内会議 レベル0.5

オンライン会議を推奨します。

5. 出張（移動） レベル0.5b

緊急事態宣言の発令地域や内閣官房の示す[流行地域](#)や医学部附属病院が示す「[COVID-19 特別警戒地域](#)」への不要・不急の出張・移動はしない。

上記地域の通勤者は、テレワークを推奨する。通学者は、登校を控え原則オンラインの授業・課外活動の参加とすること。

教員、学生共通

(1) 国内

学部によっては、教育研究上の必要性から流行地域へのお出張・移動などを所属長の許可制としている場合があります。ご確認ください。

(2) 海外

[外務省海外安全ホームページ](#)や[保健管理センターのホームページ](#)に示す規制に従って下さい。

(3) 所属する学部で定めたルールに従うこと。

6. 構内の建物の入構・入館 レベル0.5b

県外の学外者の入構・入館は控えて下さい。やむを得ず来訪する場合は、当該部局等の責任者の許可を取ってください。

(1) 入館時の検温・手指消毒等を徹底して下さい。

(2) そのほか、建物の管理者の定めたルールに従って下さい。

(3) 緊急事態宣言が発令された地域やまん延防止等重点措を含む[流行地域](#)からの来訪は自粛下さい。

7. 事務職員 レベル0.5

必要な感染防止対策や[対応](#)をとって出勤が可能です。

[在宅勤務](#)や[時差出勤](#)も上司の許可により可能です。

県外、特に流行地域からの通勤者は[テレワークの利用](#)を考慮する。